

(仮称) 石巻風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 3 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 開催日時	3
(2) 開催場所	3
(3) 来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 27 年 1 月 30 日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「広告」を掲載した。

- ・平成 27 年 1 月 30 日（金）付 石巻かほく（朝刊：5 面）
- ・平成 27 年 1 月 30 日（金）付 石巻日日新聞（朝刊：1 面）

②インターネットによるお知らせ

平成 27 年 1 月 30 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・石巻市のウェブサイト（別紙 2-1 参照）
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/3368/20150130101037.html>
- ・宮城県のウェブサイト（別紙 2-2 参照）
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/assesuinfo.html>
- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2-3 参照）
<http://www.eeh-development.com/ishinomaki/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 3 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・石巻市役所
宮城県石巻市穀町 14 丁目 1 番（3 階 生活環境部 環境課）
- ・石巻市役所 河北総合支所
宮城県石巻市相野谷字旧会所前 12 丁目 1 番（1 階 市民生活課 環境衛生窓口）
- ・宮城県庁
宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号（県庁 13 階 環境生活部 環境対策課）

②インターネットの利用による縦覧

- ・(株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト
<http://www.eeh-development.com/ishinomaki/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 27 年 1 月 30 日（金）から平成 27 年 3 月 2 日（木）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前 9 時から午後 5 時まで（開庁時間に準ずる。）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、石巻市及び宮城県のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 6 件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 572 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 開催日時

- 第 1 回：平成 27 年 2 月 26 日（木） 19 時 00 分～20 時 05 分
- 第 2 回：平成 27 年 2 月 27 日（金） 18 時 30 分～19 時 00 分
- 第 3 回：平成 27 年 2 月 28 日（土） 10 時 00 分～11 時 30 分
- 第 4 回：平成 27 年 2 月 28 日（土） 14 時 30 分～15 時 30 分

(2) 開催場所

- 第 1 回：石巻市稲井公民館 会議室（石巻市新栄 1 丁目 25 番 7 号）
- 第 2 回：河北総合センター 集いの部屋（石巻市成田小塚裏畑 54 番地）
- 第 3 回：河北総合センター 集いの部屋（石巻市成田小塚裏畑 54 番地）
- 第 4 回：石巻市稲井公民館 会議室（石巻市新栄 1 丁目 25 番 7 号）

(3) 来場者数

- 第 1 回：1 名
- 第 2 回：0 名
- 第 3 回：3 名
- 第 4 回：4 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 27 年 1 月 30 日（金）から平成 27 年 3 月 16 日（月）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 3 参照）

- ①縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ②（株）ユーラスエナジーホールディングスへの書面の郵送
- ③説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 1 通であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は7件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
1	イヌワシ（準備書中の女川ペア）について、事業者は「復興工事による影響で現在の場所から営巣地を移動させる可能性は低いものと考えています。」との見解述べている。この見解に対し、意見を述べる。 女川ペアは1984年頃から上品山地域に生息し、上品山地域を離れ女川町の現在地に移動する2008年までの15年間で8回繁殖に成功しているペアである。何らかの要因により2009年（おそらく遅くとも2008年秋季）にこれまでの地域から8km程離れた現在地に移動し、同年繁殖に成功している。その後、現在まで6年間現在地を営巣地として利用しているが繁殖に成功していない。営巣地を移動した要因の一つとして、上品山地域における緩やかな環境の変化（人工林の伸長、伐採跡地での樹木の伸長、採草、放牧地の縮小等）により主な餌となるノウサギ等の減少が考えられる。上品山地域に営巣していた女川ペアについて1995年4月から1996年3月に実施された生息調査によれば、この時点ではまだノウサギが豊富であると想定されているが1998年頃からカモメ類を餌としていることが確認されており、このペアが女川町の現在地に営巣地を移動したのは餌となるカモメ類が安定的に捕獲できたためではないかと考えられる。 事業者の見解では「女川ペアは女川港周辺を主な狩場とし、カモメ類を主な餌とする特異な生態を持っていることや、営巣地周辺で東日本大震災の復旧工事に伴う騒音等が発生しているにもかかわらず、平成24年の繁殖期も同じ営巣地に執着していたことから、営巣地を移動させる可能性は低いと考える。」と述べている。確かに2015年2月においても営巣地付近でペアの飛行が確認されている。なお、騒音については上品山地域にいた時期も航空自衛隊松島基地のジェット機が頻繁に飛行しており、騒音には相当程度の慣れがあるものと推測される。しかし、震災の年の2011年は繁殖に失敗しており、これは震災の救助等でヘリコプターが低空で頻繁に飛行したこと、多くの避難民が営巣地付近に入り込んだことによるものとの見解がある。 また、2011年3月11日の東日本大震災により、営巣地周辺地域の環境が激変しており、現在営巣地から700m程の旧集落は女川町の震災復興計画で用途複合市街地ゾーン、水産加工ゾーンとして造成工事が進行中で、今後数年以内にこれまでの集落よりも大きい市街	ご指摘のとおり、イヌワシは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年、法律第75号）や「環境省レッドデータブック」（平成26年、環境省）等において絶滅の可能性について指摘されており、弊社もイヌワシの希少性を認識しています。本業務に先立って平成24年に実施された「平成23年度再生可能エネルギー事業のための緊急検討委託業務（宮城県石巻市）報告書」（平成25年2月、株式会社エックス都市研究所・アジア航測株式会社・株式会社ユーラスエナジーホールディングス）における1営巣期の現地調査及び本環境影響評価における1年間の現地調査をとおり、上品山周辺においてイヌワシの飛行が確認されなかったことから、本事業によるイヌワシへの影響はないものと予測します。また、5名の専門家による意見交換会における、「女川ペアは古巣の周辺における防災集団移転の工事開始後も女川町から生息地を移していないことが確認され、工事に慣れた可能性がある。」等の意見からイヌワシが復興工事による影響から営巣地を移動させる可能性は低いものと考えます。 一方、ご指摘のとおり、今後の復旧工事の進行によっては、女川ペアが現在の営巣地を放棄し、元の上品山地域に戻る可能性も考えられることから、風力発電機のブレードに目玉模様の塗色し、バードストライクの影響を低減することや、改変区域を必要最小限に抑え、空閑地を可能な限り少なくする等の環境保全措置を講じ、事業による女川ペアへの影響の低減に努めます。 なお、ご指摘及び準備書提出後の専門家からの意見を踏まえ、イヌワシの飛行状況及び繁殖状況の把握を準備書では環境監視としていましたが、影響の予測に不確実性を伴うことから、事後調査として実施し、事後報告書にて結果を公表し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて更なる効果的な環境保全措置を講じます。 弊社は再生可能エネルギーの普及拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置づけ、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指してまいります。

	地が生まれることになり、遅くともこのような状況になったときには女川ペアが現在の営巣地を放棄し他の地域に移動する可能性が高いと考えられ、事業者の見解とは異にする。	
2	女川ペアが現在の営巣地を放棄し、他の地域に移動する際、女川ペアは元の上品山地域に戻る可能性が高いと推測する。（全国的にも元の生息地に戻ったり、新たなペアが入り込んだりする例は散見される。）その理由として次の3つが挙げられる。 1. 上品山地域は女川ペアの既知の土地であること。 2. 女川ペアの行動圏（上品山地域に生息した地域も含む。）にはスギ等の人工林が多く、近年その人工林が伐期になり今後伐採が進むことが予想され、現に女川ペアが上品山地域に生息していたときに行動圏に含まれていた福地地域等でも伐採が行われており、女川ペアが上品山地域に戻ってきた場合にこれら伐採地が餌場として利用される可能性が高く、以前より採餌環境の改善が進むことが期待できること。 3. 女川ペアにとって移動先と考えられる地域は地形的に現在地より北の北上山地が妥当と思われるが、上品山地域から北の北上山地に新たな生息地を見つけることは、宮城県内の北上山地で確認されている4ペアの巣間距離を見るとかなり厳しいと推測されること。なお、営巣地間距離は概ね以下のとおりである。 ・女川ペアの現営巣地—上品山地域旧営巣地 (A) 8km ・A—北の直近営巣地 (B) 11km ・B—北の直近営巣地 (C) 14km ・C—北の直近営巣地 (D) 15km	
3	女川ペアが上品山地域に戻った場合の風力発電施設との問題点について述べる。女川ペアが上品山地域に営巣していたときの行動圏には市営牧場、風力発電設置計画地域が含まれており、採餌場としてよく利用されていた。女川ペアが上品山地域に戻ってきた場合においても風力発電設置計画地域を含む地域は採餌場として利用される可能性が高く、特に風力発電施設により改変された空閑地は採餌場になる可能性があり、イヌワシの採餌行動は高空旋回飛行、低空旋回飛行、停空飛翔等多岐にわたり、採餌場であった地域に風力発電施設が設置された場合バードストライクの危険性が極めて高いと推測される。現に岩手県においてイヌワシがバードストライクによる死亡事故が発生している。	

4	現在日本のイヌワシは全国で 500 羽程度（150～200 ペア）といわれており、さらに近年繁殖率が低下傾向にあり絶滅が非常に心配されている。このような中で女川ペアは断続的ではあるが繁殖を成功させており非常に貴重な存在である。ニホンイヌワシの現状から鑑みると、女川ペアについて生息、繁殖の阻害要因を排除することは重要であり、当地域における風力発電の設置計画は中止されるべきである。	
5	ミサゴの営巣地が、風力発電計画地域からそれぞれ 400m、600m の地点に位置し、計画地域と非常に近く、計画地での飛行高度も風車への衝突高度での飛行が頻繁である。確認位置、飛翔コースが準備書では、非公開であることから、詳細な検討はできないが、今後ともこの地域を営巣地として利用された場合、工事期間中の配慮はもちろんのこと、仮に風力発電機が稼働した場合、繁殖期のディスプレイ飛行、育すう期の飛行、雛が巣立った後の飛行能力の劣る雛への影響はかなり大きいものと推測される。また、バードストライクが起きない場合でも、採餌飛行等の障壁効果から、営巣地の放棄につながる懸念もある。	ミサゴの営巣に対する環境保全措置として、冬季は工事を実施せず、またミサゴの抱卵期には営巣木から 500m 程度の範囲で可能な限り工事を実施しないこととしています。また、事業の実行可能な範囲で極力ローター直径の小さな風力発電機を採用し、風力発電機の稼働による影響の低減を図ります。 更に、事後調査として、定点調査及び営巣地調査を実施し、事後報告書にて結果を公表し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて更なる効果的な環境保全措置を講じます。
6	事業者はバードストライクによる事故を回避するため風力発電に航空障害灯の設置、ブレード等に鳥の目玉模様を塗装し、鳥の視認性を高めるとしているが、これらの効果は視界不良のときの効果も含め未知数で疑問とするところである。	航空障害灯の常時点滅及び、ブレードへの塗色はバードストライクの影響の低減に一定効果があるものと考えていますが、ご指摘のとおり、これら環境保全措置の効果に不確実性も伴うことから、事後調査として、バードストライクの実態調査を行い、その結果を事後調査報告書として公表します。事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて更なる効果的な環境保全措置を講じます。
7	ミサゴの営巣地から至近距離で風力発電計画が実施された場合、ミサゴへの影響は大きく、当地域における風力発電の設置計画は中止されるべきである。	ミサゴへの影響については、衝突確率や飛跡図から予測及び評価を行いました。現時点において実行可能な範囲内で影響の回避、低減が図られているものと評価していますが、不確実性が高いことから、工事中及び供用後に事後調査を行い、その結果を事後報告書として公表いたします。なお、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、状況に応じて更なる効果的な環境保全措置を講じます。 重ね重ねになりますが、弊社は再生可能エネルギーの普及拡大に向けた事業推進と同時に、自然環境への配慮を重要課題と位置づけ、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指してまいります。

日刊新聞紙における公告

石巻かほく（平成 27 年 1 月 30 日（金） 朝刊 5 面）

（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の 縦覧・説明会について（公告）

環境影響評価法及び電気事業法に基づき、（仮称）石巻風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について以下のとおりお知らせします。

◆事業者の名称

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者／代表取締役 清水正己
所在地／東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

◆対象事業の概要

対象事業の名称／（仮称）石巻風力発電事業
対象事業の種類／風力発電所設置事業
対象事業の規模／発電設備出力20,000kw（定格出力2,500kwを8基設置）
対象事業実施区域／宮城県石巻市
関係地域／宮城県石巻市

◆準備書の縦覧

縦覧場所／石巻市役所生活環境部環境課（市役所3階）
石巻市役所河北総合支所市民生活課環境衛生窓口（支所1階）
宮城県環境生活部環境対策課（県庁13階）
縦覧期間／平成27年1月30日（金）から平成27年3月2日（月）まで
縦覧時間／土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）
電子縦覧／<http://eeh-development.com/ishinomaki/>

◆意見書の提出

提出方法／環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面によりご意見を述べる您可以通过。書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱への投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。

提出期間／平成27年1月30日（金）～平成27年3月16日（月）まで

◆住民説明会の開催

第1回／平成27年2月26日（木）19時00分～21時00分 稲井公民館 会議室
第2回／平成27年2月27日（金）18時30分～20時30分 河北総合センター集いの部屋
第3回／平成27年2月28日（土）10時00分～12時00分 河北総合センター集いの部屋
第4回／平成27年2月28日（土）14時30分～16時30分 稲井公民館 会議室

◆意見書の提出先及びお問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
広報IR・環境アセスメント部 担当／野口・桶田
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
TEL:03-5404-5337

日刊新聞紙における公告

石巻日日新聞（平成 27 年 1 月 30 日（金） 朝刊 1 面）

（仮称）石巻風力発電事業に係る環境影響 評価準備書の縦覧・説明会について（公告）

環境影響評価法及び電気事業法に基づき、（仮称）石巻風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧及び説明会について以下のとおりお知らせします。

◆事業者の名称 株式会社ユーラスエナジーホールディングス

代 表 者 代表取締役 清水正己

所 在 地 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

◆対象事業の概要

対象事業の名称：（仮称）石巻風力発電事業

対象事業の種類：風力発電所設置事業

対象事業の規模：発電設備出力20,000kW（定格出力2,500kWを8基設置）

対象事業実施区域：宮城県石巻市

関係地域：宮城県石巻市

◆準備書の縦覧

縦覧場所：石巻市役所生活環境部環境課（市役所3階）

石巻市役所河北総合支所市民生活課環境衛生窓口（支所1階）

宮城県環境生活部環境対策課（県庁13階）

縦覧期間：平成27年1月30日（金）から平成27年3月2日（月）まで

縦覧時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（開庁時間に準ずる）

電子縦覧：<http://eeh-development.com/ishinomaki/>

◆意見書の提出

提出方法：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面によりご意見を述べるすることができます。書面に必ず住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱への投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。

提出期間：平成27年1月30日（金）から平成27年3月16日（月）まで

◆住民説明会の開催

第1回：平成27年2月26日（木）19時00分～21時00分 稲井公民館 会議室

第2回：平成27年2月27日（金）18時30分～20時30分 河北総合センター 集いの部屋

第3回：平成27年2月28日（土）10時00分～12時00分 河北総合センター 集いの部屋

第4回：平成27年2月28日（土）14時30分～16時30分 稲井公民館 会議室

意見書の提出先及びお問い合わせ先

（株）ユーラスエナジーホールディングス

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

広報IR・環境アセスメント部 担当：野口・桶田 TEL 03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
(石巻市のウェブサイト)




[音声読み上げ](#)
[Foreign language](#)

[文字サイズ](#)
[文字色](#)

[サイト内検索](#)

[トップページ](#) > [市民の方へ](#) > [くらしと仕事](#) > [まち美化、環境保全](#) > [環境に関する計画・施策・調査](#) > (仮称)石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

(仮称)石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

更新日：2015年02月02日

石巻市において、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが計画している風力発電事業に関して、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を下記のとおり縦覧します。

詳細については、下記関連リンクよりご覧ください。

- 縦覧場所
 - 石巻市役所生活環境部環境課（市役所3階）
 - 石巻市役所河北総合支所市民生活課環境衛生窓口（支所1階）
 - 宮城県環境生活部環境対策課（県庁13階）
- 縦覧期間 平成27年1月30日（金曜日）から平成27年3月2日（月曜日）まで
- 縦覧時間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

関連リンク

[環境影響評価準備書縦覧](#)（外部サイトにリンクします）

お問い合わせ先

部署名：生活環境部 環境課
 電話番号：0225-95-1111
 内線番号：
 募地・斎場担当 3365
 環境衛生担当 3363
 狂犬病予防担当 3364
 環境保全担当 3368

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[サイトマップ](#) | [個人情報保護制度の概要](#) | [サイトポリシー](#)

石巻市役所

〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

電話番号 0225-95-1111（代表） ファックス 0225-22-4995

開庁時間 8時30分から17時 まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）

[このホームページの運用・管理に関するお問い合わせは秘書広報課まで](#)

携帯サイト

携帯電話でバーコードを読み取ってください



Copyright © City of Ishinomaki. All rights reserved.

インターネットによる「お知らせ」
(宮城県のウェブサイト)

現在地

[トップページ](#)
[組織でさがす](#)
[連携施策](#)
[環境影響評価に関するお知らせ](#)

環境影響評価に関するお知らせ

[運営ページへ戻る](#)
掲載日：2015年1月30日更新

環境影響評価技術審査会の開催や環境影響評価図書の縦覧のお知らせについて掲載しています。

宮城県環境影響評価技術審査会開催のお知らせ

1 とき 平成27年2月6日 金曜日 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県行政会9階 第一会議室

3 議題 (仮称) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書について (審議) 他

4 傍聴定員 10名

傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場で受付をしてください。

傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了します。

問合せ先 宮城県環境影響評価技術審査会事務局
(宮城県 環境生活部 環境対策課 環境影響評価課)

TEL 022-211-2667

宮城県環境影響評価マニュアル検討会開催のお知らせ

現在、開催の予定はありません。

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

1. 書類
(仮称) 石巻風力発電事業環境影響評価 準備書

2. 縦覧場所
(1) 石巻市役所 生活環境部 環境課 (石巻市殿町14番1号 市役所3階)
(2) 石巻市役所 河北総合支所 市民生活課 環境衛生窓口 (石巻市相野谷字旧会所前12番地1 支所1階)
(3) 宮城県 環境生活部 環境対策課 (仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁13階)

3. 縦覧期間
平成27年1月30日(金曜日)から平成27年3月2日(月曜日)まで
(ただし、土曜日、日曜日は除く)

4. 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

環境影響評価に関するお知らせ - 宮城県公式ウェブサイト

5. インターネットによる公表
以下のアドレスにおいて、準備書を開覧できます。
<http://eeh-development.com/shinomaki/>

6. 意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの御意見をお持ちの方は、以下の提出先に郵送又は縦覧場所に設置した意見書箱にお寄せ下さい。

(1) 記載事項

- ・住所、氏名(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である準備書の名称
- ・準備書についての環境保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)

(2) 提出期限 平成27年3月16日(月曜日)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(3) 提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 広報Ⅰ R・環境アセスメント部 担当：野口、樋田(おけだ)

7. 準備書説明会の開催
(1) 第1回 イ日時 平成27年2月26日(木曜日) 午後7時から午後9時まで
ロ場所 福井公民館(石巻市新栄一丁目25番地7)

(2) 第2回 イ日時 平成27年2月27日(金曜日) 午後6時30分から午後8時30分まで
ロ場所 河北総合センター(石巻市成田小坂裏畑54)

(3) 第3回 イ日時 平成27年2月28日(土曜日) 午前10時から正午まで
ロ場所 河北総合センター(石巻市成田小坂裏畑54)

(4) 第4回 イ日時 平成27年2月28日(土曜日) 午後2時30分から午後4時30分まで
ロ場所 福井公民館(石巻市新栄一丁目25番地7)

8. お問い合わせ先
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 広報Ⅰ R・環境アセスメント部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話：03-5404-5337
担当：野口、樋田(おけだ)

宮城の環境アセスメントのトップページへ戻る

このページに関するお問い合わせ

環境対策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
Tel：022-211-2667 Fax：022-211-2696 [メールでのお問い合わせはこちら](#)

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)
 (1) 【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



お知らせ

- 平成27年1月30日(金) [\(仮称\) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表について](#)
- 平成27年1月30日(金) [\(仮称\) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について](#)
- 平成27年1月30日(金) (仮称) 石巻風力発電事業 ホームページを開設致しました。

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 石巻風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 最大20,000kW
対象事業実施区域	宮城県石巻市

お問い合わせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

住 所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階
 担 当：野口、桶田
 電話番号：03-5404-5337

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)
 (2)【環境影響評価準備書の縦覧】

(仮称) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表について

平成27年1月30日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、平成27年1月30日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出ました。

準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

方法書

	表紙・目次	197KB
	第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	93.6KB
	第2章 対象事業の目的及び内容	3.48MB
	第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(1) 自然的状況	2.62MB
	第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況(2) 社会的状況	2.61MB
	第4章 方法書についての意見と事業者の見解	335KB
	第5章 方法書に対する経済産業大臣の助言	172KB
	第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4.01MB
	第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	87.0KB
第8章 環境影響評価の結果		
8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果		
	8.1.1.1 大気汚染 大気質	1.85MB
	8.1.1.2 大気汚染 騒音及び超低周波音	3.42MB
	8.1.1.3 大気汚染 振動	1.84MB
	8.1.2 水汚染	639KB
	8.1.3 その他の汚染	1.13MB
	8.1.4 動物	7.00MB
	8.1.5 植物	1.45MB
	8.1.6 生態系	3.43MB
	8.1.7 景観	2.14MB
	8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	536KB
	8.1.9 廃棄物等	129KB
	8.2 環境保全のための措置	349KB
	8.3 事後調査	207KB
	8.4 環境影響の総合的な評価	634KB
	第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	93.9KB
	第10章 資料編	11.1MB

要約書

	要約書	7.94MB
---	-----	--------

意見書

	(仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について<意見書様式>	134KB
---	--	-------

準備書及び要約書は、平成27年1月30日(金)～平成27年3月2日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平26情保、第537号)

また、本書に掲載した地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)、電子地形図25000及び基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情保、第551号)

各書類をご確認くださいAcrobat PDF Readerが必要です。
お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader(無料)ソフトをダウンロードしてインストールをお願いします。


Get ADOBE READER

X Close

- 13 -

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)
 (3) 【環境影響評価準備書の縦覧について】

(仮称) 石巻風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

平成27年1月30日
 株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、平成27年1月30日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、宮城県知事及び石巻市長に送付しました。届出・送付した準備書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、石巻市内において説明会を開催致します。

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 事業者の名称：株式会社ユーラスエナジーホールディングス
- 代表者の氏名：代表取締役 清水 正己
- 事務所の所在地：東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

対象事業の名称、種類及び規模

- 対象事業の名称：(仮称) 石巻風力発電事業
- 対象事業の種類：風力発電所設置事業
- 対象事業の規模：発電設備出力 20,000kW (定格出力2,500kWを8基設置)

対象事業が実施されるべき区域

- 対象事業実施区域：宮城県石巻市

関係地域の範囲

- 関係地域：宮城県石巻市

準備書等の縦覧の場所、期間及び時間

- 縦覧の場所：石巻市役所 生活環境部 環境課
 (石巻市殿町 1-4 番 1 号 市役所 3 階)
 石巻市役所 河北総合支所 市民生活課 環境衛生窓口
 (石巻市相野谷字旧会所前 1-2 番地 1 支所 1 階)
 宮城県 環境生活部 環境対策課
 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 県庁 1-3 階)
- 縦覧期間：平成27年1月30日(金)から平成27年3月2日(月)まで
- 縦覧時間：土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じます。)
- 電子縦覧：次の準備書縦覧ホームページにて電子縦覧を実施いたします。
<http://eeh-development.com/shinomaki/>

意見書の提出

- 提出方法：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
- 提出期間：平成27年1月30日(金)から平成27年3月16日(月)まで
 郵送の場合は、当日の消印有効です。

住民説明会の開催

- 第1回：平成27年2月26日(木) 19:00～21:00 石巻市稲井公民館 会議室
- 第2回：平成27年2月27日(金) 18:30～20:30 石巻市河北総合センター 集いの部屋
- 第3回：平成27年2月28日(土) 10:00～12:00 石巻市河北総合センター 集いの部屋
- 第4回：平成27年2月28日(土) 14:30～16:30 石巻市稲井公民館 会議室

◆お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 広報IR・環境アセスメント部
 担当：野口、楠田
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
 電話 03-5404-5337





ご意見記入用紙

「(仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 石巻風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス 広報 IR・環境アセスメント部
野口、桶田 宛

○意見書の提出期限 平成27年3月16日(月)〔当日消印有効〕

意見書

平成 27 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。